



令和7年度 児童養護施設等入所児童等自立支援金 助成事業の手引き

児童養護施設等入所児童等自立支援金（以下「自立支援金」という。）助成事業についての留意点を列挙していますので、下記事項に十分留意のうえ助成申請等をしてください。

【助成対象者】

就職、進学等により自立しようとする、要保護児童等*であって、退所する者又は委託解除される者、もしくは社会的養護自立支援事業の対象者から解除される者であり、下記のいずれかの要件に該当することについて、要保護児童等にあっては所管する児童相談所長の、社会的養護自立支援事業の対象者については県知事の推薦がある者とします。

- 父母（保護者）等が死亡または行方不明、逮捕拘留中であること
- 父母（保護者）等に心身の障がいがあり、就職、進学等に必要な経済的援助が見込めないこと
- 虐待等、父母（保護者）等の養育が適切でなく、就職、進学等に必要な経済的援助が見込めないこと

（注1）助成対象者には19歳から22歳の者等を含みます。

（注2）年度途中で退所、委託解除等となり就職・進学等により自立する児童等についても対象となります。

（注3）地方公共団体や民間団体の助成金対象児童等も、この助成事業の対象児童とすることができます。

※要保護児童等とは、次のいずれかに該当する者。

- 児童養護施設に入所している児童等
- 児童心理治療施設に入所している児童等
- 児童自立生活援助事業により自立援助ホームに入居している児童等
- 小規模住居型児童養育事業によりファミリーホームに委託された児童等
- 里親に委託された児童等

【助成額】

1人あたり200,000円を限度として予算の範囲内で助成します。

（一人につき助成は1回限り）

【申請等の時期】

助成申請書提出：9月末日まで

助成決定通知：10月

助成金交付申請：11月20日（20日が休日の場合は休日前の金曜日）まで

助成金交付：11月末

事業実績報告書提出：翌年の3月末まで

※申請内容に変更が生じた場合は、変更申請書の提出が必要となります。(随時)

【就職・進学予定の変更】

助成対象者に自立支援金を交付した後、就職・進学等できずに措置延長等となった場合でも、助成対象者に対し自立支援金の返還を求めず、次の就職・進学等の自立支援金とみなすことができます。

【助成申請書（様式1）】

団体・法人名（施設名）

共同募金の助成を受けて事業を実施される団体・法人名、施設名、里親会の名称を記入してください。

代表者職・氏名

団体・法人の代表者の役職名（会長、代表、理事長等）及び氏名を記入してください。

助成申請額

一人あたり200,000円を限度とし、助成申請の総額を記入してください。

助成対象者名

助成対象者の名前、性別、生年月日を記入してください。

児童相談所・島根県知事の推薦

助成対象者が支自立支援金助成要綱第3条の規定に該当する者であることについて、要保護児童等にあつては所管する児童相談所長、社会的養護自立支援事業の対象者については島根県知事の推薦（公印）をもらってください。

【助成変更申請書（様式2）】

変更助成申請額

変更後の助成申請の総額を記入してください。

変更前対象児童名および変更後助成対象児童名

いずれも助成対象児童全員を記入してください。

児童相談所・島根県知事の推薦

新たに対象となる児童が含まれる場合にのみ必要です。従って既に推薦を受けた児童を減らす場合には、推薦は必要ありません。

【助成金交付申請書（様式3）】

助成金交付先

助成金は法人、団体に交付しますので、法人（施設含む。）、団体の口座を記入してください。

【事業実績報告書（様式4）】

助成事業の概要

交付方法は、口座振り込み、現金手渡しなどを記入してください。

なお、本人が受領したことが確認できる受領印のある受領書を添付してください。口座振り込みの場合は利用明細の写しでよろしいです。